

様式第17号（第10条関係）

少量危険物

~~指定可燃物等~~貯蔵、取扱い ~~（変更）~~届出書

|                           |  |  |                               |
|---------------------------|--|--|-------------------------------|
| 和暦〇年〇月〇日                  |  |  |                               |
| 泉州南消防組合〇〇消防署長 様           |  |  |                               |
| 届出者                       |  |  |                               |
| 住所 〇〇市〇〇町〇番地              |  |  |                               |
| （電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇番）         |  |  |                               |
| 氏名 〇〇株式会社 代表取締役社長〇〇 〇〇    |  |  |                               |
| 貯蔵又は取扱いの場所                | 所在地  | 泉佐野市〇〇町〇番地   |                               |
|                           | 名称   | 〇〇株式会社 〇〇工場  |                               |
| 類、品名及び最大数量、倍数             | 類  | 品名   | 最大貯蔵又は取扱数量                    |
|                           | 4  | 第二石油類<br>灯油  | 0<br>450 kg<br>m <sup>3</sup> |
| 指定数量の倍数又は<br>条例別表第3の数量の倍数 | 0.45倍  |  |                               |
| 貯蔵又は取扱い場所の位置              | <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内（階） <input type="checkbox"/> 屋上 <input checked="" type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> 車両<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |  |                               |
| 貯蔵又は取扱い方法の概要              | 暖房用の燃料として灯油を使用するもので、地下タンクに貯蔵し、配管でボイラーに送油して燃料消費する。  |  |                               |
| 消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要       | <input checked="" type="checkbox"/> 消火設備   | <input checked="" type="checkbox"/> ABC粉末消火器（10型1本）<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |                               |
|                           | <input type="checkbox"/> 警報設備  | <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                   |                               |
|                           | <input type="checkbox"/> 避難設備  | <input type="checkbox"/> 誘導灯<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                        |                               |
| 防火責任者又は危険物取扱者氏名           | 〇〇 〇〇 （危険物取扱者乙種4類保有）   |  |                               |
| 貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間        | 和暦〇年〇月〇日から使用開始予定   |  |                               |
| その他必要な事項                  |  |  |                               |
| ※ 受 付 欄                   |  | ※ 経 過 欄  |                               |
|                           |  |  |                               |

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 貯蔵又は取扱いの場所の付近見取図、建物配置図、平面図、設備構造図等を添付すること。

## 1 届出方法及び記載要領

届出は、一の貯蔵・取扱施設ごとに行い、記載方法等については次によること。

- (1) 標題の「届出種別」は製造所等の別で申請対象を「○」で囲む又は申請以外のものを二重線で抹消すること。
- (2) 「届出の宛先」は管轄となる消防署長あて（関西国際空港にあつては消防長）とすること。
- (3) 「届出者」が法人の場合は、代表者による届出とし、法人名を記入すること。ただし、次の者にあつては、届出者とすることができる。
  - ア 設置者と同一法人に属し、設置者の代理権を有する者  
例示：支店長、支社長、工場長等
  - イ 前ア以外の者で、当該施設の変更権限を有する者  
なお、届出者が設置者と同一でない場合は、当該施設の設置又は変更権限を有する旨を証する書類を届出書に添付すること。  
※ 届出等に提出されており、かつ、変更権限に変更がない場合は除く。
- (4) 「貯蔵又は取扱いの場所」は、少量危険物又は指定可燃物施設を設置する所在地、住所を記入し、呼称、名称等がある場合は、工場名等を記入すること。
- (5) 「類、品名及び最大貯蔵又は取扱数量、倍数」は、次のように記入すること。
  - ① 少量危険物については法別表第1に定める、類、品名及び最大数量並びに1日当たりの最大取扱数量を、指定可燃物については条例別表第3の品名欄に掲げる物品の品名及び最大数量並びに1日当たりの最大取扱数量、指定数量の倍数（指定可燃物については条例別表第3の数量の倍数）を記入し、該当する単位に○印を付すこと。
  - ② 「最大貯蔵又は取扱数量」及び「指定数量の倍数又は条例別表第3の数量の倍数」については、算出した根拠（指定数量の倍数も併記する。）を示す説明書を添付すること。
    - ア 単一品目の場合  
当該危険物又は指定可燃物の数量の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数にそれぞれの指定数量で除した数値の小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までの数値を記載すること。
    - イ 複数品目の場合  
各品目の倍数を前アにより算出した数値を合算し、記入すること。
    - ウ 変更届出時に、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合は、変更後の数量等を記入し、別途新旧対照表を添付すること。
- (6) 「貯蔵又は取扱い場所の位置」は、該当する場所を☑すること。
- (7) 「貯蔵又は取扱い方法の概要」は、当該物品の貯蔵、取扱いの方法、期間等を具体的に記入すること。  
例示：原油を蒸留し、石油製品を取り扱う。（製造開始○年○月○日）  
ドラム缶、18L缶（○本）にて貯蔵し、○○工場で使用する。  
（貯蔵期間○年○月○日から○年○月○日）
- (8) 「消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要」は、該当する設備を☑及び記入すること。
- (9) 「防火責任者又は危険物取扱者氏名」は、当該物品を貯蔵し、又は取り扱う作業に従事する防火責任者又は危険物取扱者の職・氏名を記入すること。
- (10) 「貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間」は、その予定日を記入すること。

(11) 「その他必要な事項」は、必要な事項があれば記入すること。

## 2 添付資料

- (1) 付近見取図は、当該事業所等の所在地がわかる地図等をする事。
- (2) 建物配置図は、敷地内（又は建物内）における届出に係る貯蔵・取扱い場所の位置、保有空地又は周囲距離がわかる図面とすること。
- (3) 平面図は、建物の構造及び設備機器等の配置がわかる図面とすること。
- (4) 設備構造図は、設備機器の設計図、カタログ等とし、電気器具等で防爆構造のものを使用する場合は、その確認ができる書類を添付すること。
- (5) 上記の他に、電気配線図、配管図等を添付すること。
- (6) ボイラー等で危険物を消費するものは、消費量（取扱量）の計算書を添付すること。
- (7) 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクを有する場合は、タンク構造図及び施工方法並びにタンクの水張り検査又は水圧検査の証明書等を添付すること。（消防検査又は自主検査のいずれでもよい。）
- (8) 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンク、ポンプ等を有する場合で、防油堤等の油流出止めを設ける場合は、施工方法及び施工図等を添付すること。
- (9) 少量危険物等を扱う配管は、マーキング等により明示し、材質及び施工方法等を記載した図面を添付すること。
- (10) 電気設備を有する場合は、器具及び施工方法等を記載した図面を添付すること。（パンフレット等でもよい。）
- (11) 設置する消防用設備等のうち、消火器（大型消火器を含む。）を設置する場合は、型式番号等がわかる承認図を添付すること。なお、その他固定の消火設備を設置する場合は、着工届出書等を提出すること。
- (12) 貯蔵し、又は取り扱う品名が多い場合は、一覧表を添付すること。
- (13) 関係図面により、少量危険物等の位置、構造及び設備の状況の把握が困難な場合は、規則で定める構造設備明細書等を添付すること。

## 3 留意事項

少量危険物の貯蔵又は取扱いについては条例第30条から同第31条の、条例別表第3で定める指定可燃物については、条例第32条から同第33条の2の各技術上の基準によるほか、以下のとおりとすること。

- (1) 届出しようとする部分については、マーキング等により明示すること。
- (2) 届出しようとする部分については、保有空地等を有する場合は、その範囲をマーキング等により明示すること。
- (3) 標識、掲示板、消火設備等を関係図面に明示すること。